

裁判員経験者意見交換会議事録

1 日時 平成25年4月11日(木)午後3時から同5時まで

2 場所 宇都宮地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者

司会者 綿 引 万里子(宇都宮地方裁判所長)

裁判官 松 本 圭 史(宇都宮地方裁判所刑事部判事)

検察官 細 野 隆 司(宇都宮地方検察庁検事)

弁護士 水 橋 孝 徳(栃木県弁護士会所属)

裁判員経験者

1番 女性(平成24年5月に強盗致傷等被告事件に關与)

2番 男性(平成24年5月に強姦致傷被告事件に關与)

3番 男性(平成24年6月に強盗致傷被告事件に關与)

4番 男性(平成24年6月に強盗致傷被告事件に關与)

5番 男性(平成24年6月に強盗致傷被告事件に關与)

6番 男性(平成24年6月に殺人被告事件に關与)

7番 男性(平成24年6月に強姦致傷等被告事件に關与)

8番 男性(平成24年7月に強盗致傷等被告事件に關与)

4 議事要旨

(参加者の自己紹介)

司会者

それでは、ただいまから裁判員の経験者の方をお招きしまして、第4回の意見交換会を始めたいと思います。

本日、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

地裁所長の綿引でございます。今日は私の方で司会進行をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

では、まず皮切りに、本日の参加者の紹介ということにしたいと思えます。

まず、法曹三者の方から自己紹介をお願いしたいと思います。

裁判官

裁判官の松本です。

昨年の4月から、いわゆるB合議の裁判長をさせていただいております。この1年の間にB合議で行った事件については担当しておりますので、本日出席していただいている方のうち、4名の方とは一緒に裁判をさせていただいたということになります。

本日は皆さんから忌憚のない御意見を伺って、今後、我々が裁判を進めていく上での参考にさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

検察官

宇都宮地方検察庁の検事の細野でございます。

私は昨年4月から、今お話ありました松本裁判長のB合議の公判立会いを1年間させていただきました。ですので、その結果をどのように御覧になったのか、御意見いただければ、今後の執務に役立つと思えますので、今日はどうぞよろしくお願ひします。

弁護士

栃木県弁護士会の水橋と申します。私は栃木県弁護士会の刑事弁護センターに詰めているほか、日弁連の裁判員対策本部という所で幹事職を拝命しております。

私が担当した事件を今日御参加の皆さんが担当したということはないんですけれども、ここで今日お話をいただいたことについては、弁護士会と、それから、可能であれば日弁連の方にもお話を持ち帰って、弁護士会にフィードバックして役立てたいと思えます。

どうぞよろしく申し上げます。

司会者

御参加いただきました皆さんについては、担当されました事件について、私の方から簡単に説明、御紹介させていただきます。

まず、1番の方は、去年の5月、共犯の、明け方の押込み強盗の事件を担当していただきました。この事件は、8番の方と実は共犯関係にあるということで、同じ事件を別々に審理していただいたということになります。

2番の方は、去年の5月に、行きずりの女性に対する強姦致傷という事件を担当していただきました。

3番から5番の方は、これは皆さん、同じ事件を担当していただいたんですけど、ラブホテルに呼び出したデリバリーヘルスの従業員の方に対する強盗致傷事件を担当していただきました。

6番の方は、新聞でも大きく取り上げられましたけれど、殺害した被害者をスーツケースに入れて山中に遺棄するという、ちょっとショッキングな殺人事件で裁判員を担当していただきました。

7番の方は、去年の6月、テレフォンクラブで知り合った被害者に対する強姦致傷事件ということで、5日間の日程、比較的長い日程の裁判員を経験していただきました。

8番の方は、先ほど申し上げたように、1番の方と同じ、明け方の押込み強盗で、ただ、いろいろな余罪がたくさんある事件で、かなり大変だったのではないかと思います。

いずれにしても、皆さん、このように重大事件の裁判員を担当していただきましたので、そこでの貴重な経験をこれからいろいろと伺っていきたくと思いますので、よろしく申し上げます。

この意見交換会の趣旨を簡単に説明させていただきますが、先ほど水橋先生の方でもおっしゃいましたけれど、皆さんから伺ったことをこれから

の裁判員裁判に生かしていこうというのが一番の狙いです。

ですので、皆さんが経験されたことについて、忌憚のない御意見をお聞かせいただくことが、これからの裁判員裁判を益々良くしていくための重要な材料になるということで、率直に、あのときの裁判所の訴訟指揮はまぶかったんじゃないの、でも結構ですし、あのときの検察官、ちょっと被告人をいじめ過ぎだったんじゃないの、でも結構ですし、あのときの弁護人の弁護の仕方はちょっと無理筋だったんじゃないの、でも結構ですし、何でも結構ですので、率直に何でもお話しいただくことが大切だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

何しろ、この宇都宮だけでもう既にこの裁判員裁判、今年の3月末までに102人分の起訴がありまして、そのうち84人に対して判決がされるということになります。

このように多くの事件が円滑に処理されているのは本当に裁判員の皆様方の御協力のたまものだと思っておりますが、これが益々良い制度として発展していくために、今日の意見交換会を実りあるものにしていきたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほどをよろしく願いいたします。

(裁判員を経験しての感想)

司会者

それでは、先ほどもちょっと所長室でお話しましたが、まず1回ちょっとしゃべってしまうと気分がほぐれると思っておりますので、1分程度で結構ですので、裁判員を経験されての感想を、一言ずつお聞かせいただけますでしょうか。

1番の方、どうぞ。

1番

現在は無職ですけれども、私は教育職にありましたので、裁判員制度の導入の前に、こちらの裁判官の方においでいただき、法衣を着て生徒たち

に、こういう制度が始まりますよという、そういう講義をしていただきましたので、裁判員制度というものに、私、個人的にも強い関心がありました。

しかし、選任されたときにものすごく責任感というか、非常に緊張感を覚えたことがずっと4日間持続したなということでございます。

また、裁判員として、隣にいらっしゃる松本裁判長さんと御一緒に法廷に立たせていただいたときに、やはり、教育職としては規範意識というか、善悪の判断をしっかりと子供のときから植え付けていかないと、教育していかないと、こういう被告席に座るような人が多くなるのではないかなという感想を持たせていただきました。

ほんとに貴重な体験をさせていただきまして、ありがとうございました。

司会者

2番の方、いかがですか。

2番

私も昨年5月に裁判員をさせていただいたんですけれども、職場の周りの人間に、裁判員やったんだよというのを言いたいのは言いたいんですけども、そのところはちょっと、制度のいいところを説明したいんですけども、話すと、裁判の中身の方まで、そっちは言えないですけども、言いたい、制度のいいところを言いたいけれども言えないというのがちょっとジレンマがあります。

それと、選任方法というのはちょっと、裁判の内容によっては、男女別、そういうものを考慮して選んでいただければいいのかなとは若干思いました。抽選の方はいんちきなしのということで公正に選んでいただいたと思うんですけども、内容によっては、年齢層まではできないと思うんですけども、男女別ぐらいには少し分けて、半々ぐらいというのが良いと思います。私のときは女性の方が一人だったんですけども、そういうところ

を考えていただければありがたいなとは思いますが。

司会者

3番の方，いかがでしょうか。

3番

裁判員制度が平成21年に決まったわけですね。裁判員に関するQ & Aという冊子を読む機会，あったんですけども，あれを読ませていただいたときには，自分も務まるのかなというふうに思ったんですけども，実際，最初に最高裁判所の封筒で通知が来たときはびっくりしましたね。その後，特別断る理由もなかったのものでそのままにしておきましたら，宇都宮地方裁判所からまた通知が来まして，こちらに出向きました。

そのときも，やはり，選ばれたらどうしようかという気持はあったんですけども，選ばれたときにはしっかり頑張るやろうというふうに心を決めて，こちらに来ました。

それでも，三十何人の中から8人選ばれるのに，可能性は薄いだろうと思っていたら，選ばれてしまったんですね。そのときは覚悟を決めました。

最終的に裁判員をやらせていただいて，本当に勉強になりましたね。やってよかったなという感想です。

司会者

当たったときはやっぱり相当びっくりされましたか。

3番

どきっとしましたね。

司会者

参ったなという感じですかね。まあ，頑張ろうという感じでしたかね。

3番

頑張ろうという気持ちですね。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。

4 番

3 番の方と同じ事件を担当したのですが、やはり内容が、やっぱり事件の内容が女性がちょっと絡んだ事件だったので、その分、裁判員の比率として、女性が一人だけだったんですが、それが二人か三人だったら、女性からの、何ていうんですか、結構違った意見が聞かれたんじゃないかなと思います。

そういうことで、やはり男女比率ですかね、事件によって結構比率を変えていった方がよりいろんな意見が聞かれたと思います。

司会者

5 番の方も同じ事件だったんですね。

5 番

そうですね。私自身はやっぱり裁判員制度が始まるという、けれども、裁判には関心はあったんですが、やっぱり皆さんの意見と一緒に、新聞の報道とかテレビを見て、あるいは、ドラマを見て、あんまり身近には感じてはいなかったですね。

やっぱり選ばれる前まで、いよいよ自分に来たなっていう。で、来たのであれば、選ばれてやってみたいというのは思いまして、思っているとやっぱり選ばれるものなんだというふうに思ったんですが。

その前から、傍聴を趣味にしている人が書いた本とか、そういうのが文庫本とかになっていて、そういうのを讀んだりしてたんですけども、自分が選ばれるというふうにも思ってたのが、何か勉強していった方がいいのかなと思って、ちょっとずつ簡単に読めるような本を讀んでいたんで、余り勉強し過ぎない方が一般的な意見が言えるのか、勉強しておいた方がよりよい判断を下せるのか、なんて思いながら、当日を迎えてしまっ。

事件は、皆さんと意見交換するのは真剣にやりましたけど、若干、たど

り着くまでは、何ていうかな、余り余計な知識を入れる必要はないのか、あるのか、その辺、今後どうしていくのというのがあって、ちょっとまだ疑問があるところではあります。

子供ももうちょっとで二十歳になったりするもんですから、やっぱり子供とか、可能性が、することもあると思うんですね。やっぱり自分が体験しておけば、子供ももし選ばれたときとか、話す。周りの人もやっぱり、周りでやっぱり選ばれたという人がいなくて、私が初めてだったんですが、守秘義務はちゃんとして、皆さん、選ばれて判断したということで、皆さん、自信を持っている方は多い。で、たまにやっぱり選ばれてもやりたくないという人がいらっしゃるんですね。自分としてはこれ、やってよかったなという感じです。

司会者

6 番の方はいかがでしょうか。

6 番

裁判員として裁判に参加させていただいて、大変勉強になりました。裁判員、裁判の知識というのは、5 番さんが読まれた本などの、裁判の傍聴を趣味にして何か本を出している人、いるんですよ。それをおもしろおかしく読んでたぐらいなんです。

裁判員制度が導入される前に、裁判員に選ばれると精神的に参っちゃうとか、守秘義務があるんでもうどうしたらいいか分からない、もうノイローゼになるとかってあったんですけど、実際やってみると、いや、そんなことないなと。

実は担当した事件って結構、大きな事件というより、というのか、有名な事件だったので、しっかり議論して、いい経験になりましたね。

司会者

参っちゃうなというようなことはなかったですか。

6 番

写真・・・。

司会者

写真が。じゃあ，そこはまた具体的に後でいろいろと聞かせていただきましょう。

では，7 番の方，いかがですか。

7 番

6 月の末から 7 月初めにかけて，松本裁判長とともに，4 つの事件で審理してまいりました。

仕事柄，その法の道に入った人じゃないんで，出てくる字が非常に難しい字ばかりで，それを覚えるのが大変。ほんとに足手まといになってしまふんじゃないかと思ったんですけど，ほんとに皆さんのチームワークでほんとにいい裁判ができたと思います。

できたら，審理に入る前に，ちょっと簡単なルールを，ルールとか内容をちょっと詳しく教えてもらえれば，もっとスムーズにいい審理できたかなと思います。

司会者

今おっしゃったルール，例えばどんなルールを最初に知っておきたかったなというのはございますか。

7 番

そうですね。そういう公判の供述調書とか，この辺で入るとかっていうことをきちっと前もって頂けると，スムーズに審理できたのかなと思いますね。

司会者

これからどういう式次第で進んでいきますよというようなことですか。

7 番

そうですね。うん。

司会者

もうちょっと分かってるとよかったということですね。

7番

時間はたくさん要らないんですけど、たとえ30分ぐらいでも、公判に入る前に教えていただけたら、すごく勉強になったかなと思います。

司会者

8番の方、いかがでしょう。

8番

私の結論として、貴重な体験をさせてもらって、ありがとうございました。すばらしい制度だと私は思います。ですから、御指名を頂いた方は喜んでやってほしいなと。

もう少し具体的に言いますと、今まで、それ以前までは、いろんなテレビや新聞を見て、第三者的な見方、また起きたなとかね、これをしたらば、やっぱり第三者じゃなくて、二者関係になったということです。

私とその人と、それはどうなんだ、どういう人間だ、その全体理解はどうなんだとか、さっきもありましたように、この人間の子育てというか、ちっちゃいときから含め、どんな教師がいたとかいねえとか、私はいろいろ考える。やっぱりお父さんが来れば良かったと思ってますよ、あのときにね。それが来られないようなお父さんというのはやっぱり父親の父性性というんですか、父親としての絶対権威というのかな、やっぱりそういうものをしっかり持った体験がなかったのかなと思いながらね。

私の生活の中で大変学習させてもらった、この制度に対して、どうもありがとうございました。いい勉強でした。

司会者

皆さん、非常に前向きにこの制度に取り組んでいただいたというのがよ

く分かりまして、本当にありがとうございます。

少しこれから具体的な話に入っていきたいと思うのですが、選任をされて、その日のうちにいきなり裁判が始まった方が、3番から5番の方、8番の方がそうですね。1番、2番、7番の方は選任されて翌日から裁判が始まった方だと思います。

これについて、両方経験した人はないので、どっちがいいですかという聞き方はできないんですけど、以前、いきなり選任されてその日に何かよく分からないうちにもう裁判が始まっちゃったとおっしゃる方が非常に多かったので、今、二日に分けて始めるのが主流になっているんですが、特に当日いきなり裁判が始まってしまった方は、心の準備ができなかったというようなことはあったでしょうか。

3番から5番の方は皆さん、いかがでしたか。

3番

初めて参加したので、こういう形を取るのかなというふうに思っていました。今、所長さんからそういうお話聞いて、1日おいてやっていただくのもあるのかなということ。ですから、特別違和感はなかったですね。

司会者

4番の方、5番の方はいかがでしょうか。

4番

前もって連絡来たときに、やっぱり午前中に選任して午後から審議に入りますという内容の通知はあったんですね。そういう覚悟はあったんですけど、まさか選ばれるとは思ってなかったのですが。一応、弁当だけは持ってきたんですよ。午後、選ばれたら何か弁当が出ない、何も食事は用意ないって書いてあったんで、弁当持ってきたから、選ばれたんでしょうか。弁当を持ってきたのがよくなかったのかなと思いましたけどね。

別に、前もって連絡があったんで。その点、やっぱりあんまり気にはな

らなかった。

司会者

逆に，1日目は選任だけで，翌日来てくださいと言われた方が，ああ，翌日出てくるのはおっくうだなと思われたりしませんでしたか。1番の方がいかがですか。

1番

私は，今もお話ししましたように，非常に関心がありましたので，心の準備で1日は非常に頭をめぐらせて過ごさせていただく。心の準備は，1日ありましたので，できました。

司会者

2番の方はいかがでしたか。

2番

私も心の準備はできました。ただ，初めてだもんで，公判分離型というのは，それで，選任で1日取るということで，4日休み取ればいいんだなというのは思ったんですけども。私は早く取れたんですけども，お仕事されている方で，もしその1日が，選任後の時点，1日取られると，どうしたかなという感じは，そのプラス1日が負担になるのかどうかですね。

司会者

7番の方も分離型だったと思うのですが。

7番

そうですね。前にちょっとお話聞いてたんで，その辺は何か当日からやるって話，聞いてたんですけど，我々はラッキーかなと思って，いくらか考える余裕はできたかなと。

司会者

分かりました。確かに，今，2番の方が言われたように，分離型のデメリットはあるんですけど，本当に心の準備ということで1日あった方がい

いのかなというふうに、今、そちらの方向で進めているんですが、検事や
弁護士としてはどんな感じですか、そこら辺はどちらがいいですか。

検察官

こちらとしては、どちらでも対応すると。

司会者

どちらでも。

弁護士

私は両方経験があるんですけども、空いた方が私がいいと思います。

司会者

そうですか。どういうところでそう感じていますか。

弁護士

この方たちを相手に私はこれから仕事をするんだなということで、心の
準備ができました。

司会者

法曹三者の方にも心の準備が要るわけですね。どうもありがとうございます。

(冒頭陳述について)

それでは、次に今度は選任が終わりました。それで、公判が始まります
というところで、公判の進め方について皆さんの御意見を聞いていきたい
のですけれど。

もうちょっと前のことで、忘れてしまわれているかもしれませんが、検
察官が起訴状を読みます。そして、被告人と弁護士が意見を言います。そ
の後、冒頭陳述というのがあったと思うのですが、検察官と弁護士の方か
ら、これから証拠によって証明しようとする事実はこれですと、こういう
説明をして、その事件で何が争いになっているのかがそこで分かるという
仕組みになっていたはずなのですが。

この冒頭陳述，これを聞いて，この事件がどんな事件で，どこが争いになっているのかというのが皆さん，よく理解できたかどうか。それとも，冒頭陳述を聞いた後，後ろの評議室に入って，裁判官からこういうことでしたよという説明を聞いて，ああ，なるほどなと思ったか。その辺，どうだったかというところをちょっと伺わせていただきたいと思うのですけれど。

今度は8番の方から参りましょうか。

8番

私は臨床心理士です。だから，何と申しますか，法務省のカウンセラーも命じられているもんですから，あるときは，何と申しますか，被害者であり，あるときは加害者の立場でね。ですから，私は日頃考えておりますので，どちらでも大丈夫だと思います。だから入るより，ずばっと入ってきてもいいと私は思います。

そのときに，もう少しこのところを，もっと弁護の強い，入れてもらいたいなんて感じたのもありますし，そのときの，じゃあ，おやじさんはどんな存在だったの，最終的には本人の規範ですよ，価値規範だと思いますが。やっぱりいけないものはいけないという，自分の子を振り返るとね。ですから，赤信号であれ，夜中だって人が見てねえとしてこれを渡っちゃいけないという，やっぱりきっちり一つの道德教育というか，学校でもそうです，そんなのを考えたときに，この生い立ちはどうなんだと，質問したいなというのは幾つもありましたね。お父さん，出てきてほしかったです。

司会者

先ほど，7番の方はちょっと言葉が難しかったというようなこともおっしゃっていたんですが，特に7番の方の担当された事件は事実に争いのある事件だったかと思うのですが。

7 番

そうですね。

司会者

その辺，冒頭陳述の段階で，いかがでしたでしょうか。

7 番

やっぱり意見をまとめるまでに結構時間，私なりにちょっと掛かってしまったんですけど。あと，弁護士さんと検察側の冒頭，調書も朗読とかいろいろあったと思うんですけど。

司会者

調書の朗読の前ですけど，冒頭陳述というのがありましたね。

7 番

はい。

司会者

この事件はこういう事件でここが争いですというようなことを分らせるための，証拠を調べ始める前の段階なんですけど，その点はどうだったでしょうか。

7 番

そうですね。弁護士と検察側のお金の掛け方が違うか何か知らないですけど，検察官は，写真を載せたり，そういう見せて分かるような形でやっていったんで，分かりやすかったです。

司会者

冒頭陳述のときに配られましたか。

7 番

そうそうそう。

司会者

紙が非常に分かりやすかったですか。

7 番

紙が。うん。

司会者

弁護人の方が分かりにくかったですか。

7 番

そうですね。何か検察に押されてるような感じを受けたかな。

司会者

冒頭陳述の段階でそう感じられた。

7 番

そうですね。はい。

司会者

そうでしたら、6 番の方、いかがでしたか。その冒頭陳述について検察官の冒頭陳述、弁護人側の冒頭陳述について、もっとこんなふうにしたらよかったとか、よく分かったとかという、その辺の感想を聞かせていただければ助かりますが。

6 番

よく分かりました。

文章と、まあ、漫画というか、絵で説明したり、ああ、こういう説明の仕方あるんだな、ただ、堅苦しくなくて、ああいうふうに分かりやすい書面で、冒頭陳述、大体こういうことなんだなって分かりました。

司会者

弁護人の方もそんな感じでしたか。

6 番

弁護人は何か文章だけだったような気がした。

司会者

検察官の方は絵の入った非常に分かりやすい。

6 番

はい。

司会者

そういうのは非常に見ていて分かりやすかったと。

6 番

はい。それは導入して正解だと思います。

司会者

5 番の方から 3 番の方 ,同じ事件なんです ,どなたでも結構ですので ,
いかがでしょう。

5 番

どちらも弁護士の方も結構それなりに分かりやすいように作ってくださ
っていて ,ほんとにイメージ的には文章でこう見れるような感じで渡され
るのかなと思ったんですけども ,ほんとに分かりやすい ,素人にも分かり
やすくなっていたと思います。

ただ ,多分 ,それぞれの ,情報をこちら側に示す内容が若干違ったりし
て ,それぞれのこの点が違っているとか ,そういう感じのですね。

司会者

弁護人の冒頭陳述でこの辺が非常に良かったなというところがあります
か。今まで ,弁護人の冒頭陳述が分かりやすかったと言っていたのは
意見交換で少ないもんですから。どういう工夫が皆さんに訴え掛けるの
かという ,多分 ,水橋先生も気に掛けられたと思うんです。どの辺が良か
ったというのがもしあればおっしゃっていただけますか。

5 番

ちょっと忘れちゃいまして ,もう。ほんとに一番重要な部分をピックア
ップしていらっしまったんだなというのを。

司会者

補足されること，ございませんか，皆さん。

3 番

図が書いてあったり。

5 番

そうですね。皆さんおっしゃるように，それが書いてあったのが。

3 番

図が書いてあったり。写真とかの。

5 番

それはよく分かりましたけどね。あとは，時系列的な流れとか。

司会者

そういう視覚に訴えたところはかなり大きかったということになりますか。

5 番

多分，聞いているだけだと分からない部分，見ながら聞くという。

司会者

ありがとうございました。2 番の方はいかがでしょうか。

2 番

私たち，裁判に関してはほんとに素人ですけれども，もっと本当は裁判用の専門用語みたいなものがあるかと思うんですけども，素人に分かりやすいように説明していただいて，分かりやすかったと思います。

司会者

1 番の方はいかがでしょうか。

1 番

皆さんと同じ，非常に私の事案のときには女性の方と若い，やはり今日もお若い検察官ですけど，お若い方お二人が頑張っていらっしゃったなということで。やはり今の時代にふさわしく，映像化とか，それから，図形，

図式化されていますので、最初の冒頭陳述がされていると、非常に分かりやすいというか、専門家でない私たち一般市民でも非常にいいと思います。

8 番

検事さんの方が理論的だと。弁護士さんが弱かった。箇条書きにするとか。それから、いろんな分析は大事だと思うんですけど、それを今度、トータルで最後に結論を出さなくちゃならないですよ。そのときの統合性といいますか、私どもの専門はインテグレーション。やっぱりそのところをしっかりと出せるような資料で押さえてほしいなと思いました。ですから、もうちょっと強くなれと、こう言いたくなっちゃったですね。

司会者

冒頭陳述については、時系列がしっかりしていること、それから、視覚に訴えるものがあるということがかなり皆さんにとって手助けになるというところがよく分かりました。

(証拠調べについて)

それでは、これで証拠によって証明する事実はこちらですというのが出た後で、証拠調べに入って、まず検察官が調書の朗読をしたと思います。

実を言いますと、1 番の方から 5 番の方まではかなり調書の朗読が長かった、2 時間程度掛かっていたかと思うのですが、この調書の朗読を聞いていて、ずっと読まれていて記憶が、意識が飛んでしまいそうだったとか、なかなか頭には入ってこなかったとか、それとも、そんなことはなくて、非常に抑揚を付けて読んでくれたのでよく分かったとか、その辺の感想を聞かせていただきたいんですけれど。

では、調書の朗読が比較的長かった 1 番から 5 番までの方で、どなたでも結構です。特に御意見のある方があれば、お願いしたいと思うんですが。

1 番

私の場合、8 番さんと同じく、共犯の部分もありましたので、この供述

調書が同じく被告の方が認めればいいですけど、途中で否定したり、違うことをおっしゃっても、ちゃんと検察がきちんとしたものを出されましたので、非常に説得力がありました。

司会者

椅子を投げた辺りのところが一番争われていたんですね。

1 番

そうですね。はい。故意に投げたか、たまたま偶然に当たったかというようなことですがけれども、まあ、聞いてて、ああ、こういう言い方をすることもあるんだなとか、そういうことで考えさせられましたけども。

司会者

その辺が上手に調書で整理されて説明されたということですか。

1 番

はい。もうそれはしっかりされてました。

8 番

ちょっといいですか。

司会者

はい。

8 番

8 番の被告さんは、何ていいますか、確かにいろんな問題も起きているけれども、各所に、やっぱり自分からやったんじゃないくて、連れられてやったとか、仲間に入ってたから行っちゃって、いわゆるやっぱり一つの育て、それから、あるいは学校教育だか分からないですけど、そういう規範を植え付ける段階での差、それで良さがありましたので、あの辺のところを弁護士さんはしっかり捉えて、弁護すべきであったと私は思っていました。

1 番

ちょっとよろしいですか。

司会者

はい。

1 番

私のときは、弁護士さんはちょっと年配の方だったんですが、やはり検察の出された供述調書、証拠品、品を見れば、一目瞭然かなとは思いますが、やはり一生懸命に弁護されていたことは確かです。弁護士さんは弁護士さんなりに、被告の方を一生懸命弁護するわけで、ただ、その供述の方の証拠が、検察の方が多かったもんですから、これはしょうがないと思います。

8 番

そうですね。

1 番

もう本当に弁護士さんも、私、一生懸命弁護されてるなということは感じましたので、申し添えたんです。はい。

司会者

話を元に戻します。供述調書の朗読が長過ぎてつらかったというような感想をお持ちになった方はいらっしゃいますか。確かに8番の方は、余罪が多くありましたね。

8 番

そうですね。

司会者

それでかなり長い調書の朗読になったと思うのですが。

8 番

うん。そう。

司会者

その時間的なところはいかがでしたか。

8 番

やっぱししんどい。で、やっぱり押さえどころというか、いや、これ、覚せい剤事犯ですから、そういうところをぐさっと、そして、あれは許せられないことでございますから、きっちりと、検事さん、やっぱしそれで同感だということと、ただし、それは対応の仕方、やっぱし具体的な弁護の仕方とかそういうのを、私ならこういうふうに言いてえな、なんて思いました。余計なことを、すみませんでした。

司会者

いいえ。

7 番の方の事件は、余り調書の朗読がなくて、本格的に被害者の証人尋問もあった事件でしたね。

7 番

そうですね。

司会者

特に遮へい措置を取っての証人尋問というのがあった、本格的な尋問がされた事件だったと思うのですけれど、その尋問はよく分かったのかどうだったのか、もうちょっとこういうふうなやり方があったんじゃないかとかという何か御意見があれば、聞かせていただけますか。

7 番

確かに皆さん言ったように、調書の朗読が長かったということは確かなんです。

司会者

そうですね、併合された事件の調書ですね。

7 番

我々、うちの方は4件絡んでたんで。

司会者

そうですね。

7 番

結果的には長くなったと思うんですけど、でも、それをちょっと縮めて、被告人の証言とか、例えば被害者証言とか、そういうものをちょっと多めにやってもらえればいいかなということ。

司会者

被害者の尋問等になって、特に何か印象的だったことやそれから、また、被告人の尋問を聞いて印象的だったこととか、ございましたか。

7 番

やっぱり悪いことをしても、そういう涙を流す場面が見えたんで、その辺がちょっと刑に影響してくるかなという感じはしました。

司会者

7 番の方が尋問に立ち会われた事件というのは、被害者の手を縛るところに同意があったかどうかという争いがあった事件でしたね。

7 番

そうですね。はい。

司会者

その辺は尋問を通じてうまく解明されていったのかどうだったのかという点はいかがでしたか。

7 番

経験として、経験というか、一般から見て、やっぱりお金もらってやってるということは、ある程度の承認、本人も承認しているかわからないし、あと、手を縛るとかなんていうのは、やっぱり本人の同意がないとなかなかできないことなんで、その辺がやってるということで間違いはないかなと。

司会者

なるほど。分かりました。遮へい措置という、被告人から見えないようにして尋問がされたと思うんですけど、それについてはどんな印象をお持ちになりましたか。

7 番

まあ、いいと思うんですけど、もっとてきぱきと、上からストンと落ちるような装置を付けるとか、遮へい措置の準備の時間がちょっともったいないような感じですけど。係が、こう運んできて、それがこういう、ずらす。何かどっかで漏れちゃうような感じするよな。

司会者

すごくアナログだったんですね。

7 番

時代に合っていないような感じですね。

司会者

そうですね、今、ビデオリンクとか言ってる時代に、そういう意味ではちょっとアナログだったのかもしれないですね。分かりました。

6 番の方は被害者のお母さんの尋問というのがあった事件ですね。

6 番

はい。

司会者

その辺、尋問をお聞きになって、どんな印象をお持ちになったか、ちょっとお聞かせいただいていいですか。

6 番

涙が出ちゃったもんね。被告人は大体同年代を生きてきた人なんですよ。裁判に入る前は、被告人の気持ちも分かるかもしれないなあとあったんですけど。被害者のお母さんの尋問したら、もう被告人をもうかばい切れないうなって。

司会者

やっぱり審理の中で一番、お母さんの尋問というのは大きかったですか、いろいろ聞いた中で。

6 番

はい。

司会者

分かりました。

尋問という点では、2 番の方は通訳が入った尋問だったと思うのですけれど。

2 番

そうですね。

司会者

これはいかがでしたでしょう。

2 番

ちょっと質問するにしても、日本の言葉が、こちらから問いたただす意味というのを被告人が理解をしているかどうかというのはちょっとあやふやですよ。で、間に間接的に通訳を入れるってなると、こちらの真意が伝わっているかなというのはありましたよね。

司会者

結構、尋問をしている中で、まどろっこしい感じがありましたか。

2 番

あるんです。

ええ。ストレートに感情が、感情というか、そういう質問の意図が伝わらないかなというのがありましたね。

司会者

通訳を介在させての尋問というのは難しいですかね。

検察官

そうですね。我々でもそう思います。少し言葉を尽くさないと、なかなか聞きたいことが結構ちょっとまどろっこしくなる、所長がおっしゃったように、まどろっこさがあるので、少し時間も掛かるし、大変かなと、やる立場としては。

司会者

水橋先生も。

弁護士

はい。

司会者

やっぱり外国人事件だとこれは・・・。

2 番

避けられないです。

司会者

避けられないですね。だから、やはり尋問にも、普通、日本人より倍、時間が掛かる感じになるので、裁判員の方の御負担もかなり大きいだろうなと思うんですけども。まどろっこしさと、やっぱり分かりにくさもありますか。

2 番

そうですね。私たちも分かんないから。本人も、何を言われているか多分分かんないと思うんですよ。何ていうか、普通の若者にストレートでというのと、外国の風習、習慣、ありますよね。そちらで、どういう、ちょっと言葉でいうと難しいんですけども、日本の若者の感情と外国の若者の感情というのはちょっと一致しないような感じですね。お国柄ですね。

5 番

どちらの国の人だったんですか。

裁判官

何か複雑でですね。国籍はたしかベトナムなんですけれども、フィリピン育ちという方で。

2 番

混ざってる。

裁判官

ただ、日本に長くいる方で、被告人自身は日本語はかなりできたんですけども、ただ、今、多分、2番さんがおっしゃっているとおり、そうはいっても、やっぱり普通の日本人ではないような考え方とか、ちょっと分かりにくいところが、何ていうんですか、言葉だけの問題じゃなくて、その文化の問題とかあって、多分そういったことが、ちょっと難しい面があったという。

司会者

そういった点で何か工夫はしておられるようなことはあるのですか。

裁判官

そうですね、もちろん、質問、尋問自体が通じないようなときは、個別に弁護人が聞き直したりされてましたけど、答え自体がちょっとずれてるなと思うときはもうしょうがない。

2 番

わざと分からない振りをしようとか、あるかもしれませんね。

裁判官

そうですね。あるいはそう感じる。

司会者

この外国人事件を裁判員で進めていくときも難しいタイプの事件の一つなのかなという感じは持っていたので、なかなか工夫のしようもないところもあるんですかね。通訳入りの尋問を何とか耐えてという感じでしたか。

2 番

そうです。少し，ですね。

司会者

証人尋問について他に何か御意見があれば伺いたいんですけど。

8 番

そうですね。後で構わないんですが。8 番なんだけどね。お父さんが来る，来ない。期待してたのに，来ない。来たら，これも言って，聞いてみて，これはどうだったと，これは言いたいところ，あるわけなんですね。

そんなところから，私ども，学校関係の仕事を38年，ですから，やっぱりそういう意味では，家庭がそういう所なら，学校が，教師は何をするのかという辺りに，むらむらと湧いてきました。確認したかった。

司会者

さっきから言っておられるのは，情状証人でお父さんが出てこなかったというところを言っておられるんだと思うのですが。

8 番

そうです。

司会者

これはいろいろあったのかなと思うんですけど。

裁判官

ちょっと明確には覚えてないのですが，弁護人としてもいろいろ考えたとは思いますが，結局，情状証人は一人も出せなかったという事案です。だから，弁護人としても苦労した事案であるかなと思います。

8 番

もうだだらといろんなのを問題，出してたでしょう。私はあれを断ち切るのに一体どうしたらいいのかという感じを持ちました。

司会者

尋問を聞いていて、もうちょっと尋問技術がうまくならないといかんぞとか、そんなことを感じられた方はおられませんでしたか。尋問はよく分かりましたか。ちゃんと質問と答えはきちっとかみ合って、うまくいっていただけでしょうか。何かそこで何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

8 番

いいですか。できるだけ、何ていいますか、箇条書きとか、論理性とか、やっぱりそういうような流れ、長文は日本語のまずさでありまして。それから、結論を先にぱっと出すとかね。その点、外国文化の方が分かりやすいですよ。その辺のところ、英文の方が分かりやすいのがある。

司会者

なかなか証人が結論をすぐ答えてくれないというもあって、理由は後で聞きますというのがよくありますね。

証拠の関係ですけれども、6 番の方から、先ほど、写真がという話がちょっと出たと思うんですけれど。6 番の方、御自身でも結構ですし、御一緒だった裁判員の方の感想で、お聞きになっていることがあれば、それでも結構なんです。やはり、遺体の写真が出てきた部分については、かなり心理的な負担があったのでしょうか。

6 番

負担はあったんですけど、もうあそこまで、あそこまでになっちゃった写真だったんで、まあ、少しあれでしたね、逆に。亡くなられてすぐの写真より、骨にもなれない、腐ったところを見ないといけないなというような。諦めて見たというか。

司会者

一緒の方の中で、気分が悪くなった方とかは特におられなかったですか。

6 番

これはなかったと思います。

司会者

検察官の方でも、写真出す前は大分配慮していただいていたんですけど。この事件はA合議の方なので、細野検事も知らないですね。検察官はその写真出すまで、いろいろこれから出ますよというようなことは言ってくれたんですけどね。

6 番

はい。覚悟して見てください、ぐらいい。

司会者

やっぱりそれによって、心の準備って大分できましたか。

6 番

はい。

司会者

いきなり出てきて、もうとても耐えられなかったとかという、それから、あと、また、それが後になっても頭にこびりついちゃったり、そんなことは特にはなかったでしょうか。

6 番

いや、今も頭にはこびりついて。

司会者

そうですか。

6 番

よく思い出したり。

司会者

やっぱりつらいですね。

6 番

ええ。もう骨になることもできないというのが結構。

司会者

なかなかそういう御遺体の写真とか見ていただくというのは、前回の意見交換会でもそれがかなりつらかったという御意見の方がおられて、検察官も随分配慮してはおられるんですよね。

検察官

そうですね。例えば写真をいきなり出す前に、もう少しデフォルメした絵みたいなものを出してから、次に写真に移ると。要するに、こういうものが出てくるといふのがある程度分かった状態で見せる。あと、別の事件で私の方で少し失敗したんですが、見せている時間を少し短めにした方がいいかなとか、今は少し考えています。ちょっと長過ぎて気分が悪くなったということもあったようなので。

弁護士

証拠の整理ですね。皆さんが見たもの、統合した、まとめて、証拠を幾つかまとめた写真は出るんですけども、裁判の前に、どういう証拠を作るのかという作業を、検察庁と協議しながらやっていくんですが、私が以前担当した殺人事件では、衝撃的な遺体の写真は、そのまとめる段階で外してほしいというふうに検察官に申出をして、検察官の方がその事件は非常に良心的な検察官で、きちんと配慮してくれて、ナイフでめった刺しの事件なんですけど、無駄に傷口をアップしているものとか、あるいは、ほんとに顔の写真とか、そういうのを外してやってくれましたので、そういう意味では、配慮してくださる検事は配慮してくださっているのかなという印象を私は持っています。

司会者

前の意見交換会のときも、検事が言っておられたと思うんですけど、かなり配慮はしてはいただいて、もうできるだけ皆さんの精神的なプレッシャーが掛からないようにということを考えてはやっていると思うんですけど

れど、それでも、やはりそういうものを見なきゃいけないという場合もあったので、そのところはすごく御負担をお掛けしているのかなと思うのですが。

こんなものを見せられるんだったら、裁判員なんてと、6番の方、思われなかったですか。

6番

いや、そうは思わないです。ああ、これが現実なのだっていうね、よく分かりました。

2番

例えば、そういう衝撃的な写真を見たことで、心に傷を負う、問題になっちゃう方がいるとすると、その後のフォローというのはどうなるんですかね。

司会者

そこは相談をできるシステムは裁判所の方でも準備はしてきたんです。幸い、少なくとも栃木で、この宇都宮でやった事件でそういうことはまだ1件も出てないというふうには聞いているんですけど、ちゃんと診療内科の先生のカウンセリングを受けられるような体制はきちっと準備させていただいております。

2番

あるんですか。

司会者

そういう負担が、少し経ってから出てくることもあると思うので、そういうことについてはちゃんと準備はしています。

2番

それは大丈夫。

司会者

はい。

裁判官

皆さんにメンタルヘルスの窓口のご案内というのを差し上げていますね。あそこに相談窓口が書いてありますので。今後、もし何かありましたら、そちらに相談ください。

司会者

この制度を始める前はそこのところをととも我々は心配していたんですけど、今のところ宇都宮では問題は出ていないようです。

1 番

ちょっとよろしいですか。

司会者

はい、どうぞ。

1 番

今、デフォルメとか映像を見る問題で二つの面があると思うんですね。一つは、6番さんがお話しされたように、被害者の親族、家族にとってみれば、当の本人はもう亡くなっちゃってますけど、もうせつないし、もうむごたらしいですけど、ただ、被告にとってみれば、こういうことをしたんだぞっていう、そういうのを現実に見せる。絶対、もうほんとはこういうことをしちゃいけないんだっていう、そういう意味においても、やはりそういう面も必要なんだということも一つお考えいただければ。

何もそういうものが出てこないで、文書だけだったときに、被告にとってみれば、さあっと行っちゃったときに、大したことないなっていうふうになるのを非常に私は懸念しますね。

やはりこれだけの悲しみを多くの人に与えたんだと、自分のやったことによって。だから、絶対もうこれは繰り返しちゃいけないんだという、そういう罪の意識を深く感じさせるっていうのも裁判の一つのシステムかな

と思うんですが、それによって、もうほんとに更生してくれればいいなと思うんですけどもね。

だから、そこら辺の兼ね合いが非常に私は大切だなと感じております。

司会者

検察官はそこは一番苦勞なさっているところですね。

検察官

そうですね。

やはり裁判員の方にもいろいろ御負担をお掛けするんですけども、事件をしっかりと見ていただくには。

1 番

ですから、また罪を犯すという人が多いわけですよ、特に覚せい剤とか軽犯罪については。また刑務所に戻るとか。ですから、そういうものを防ぐ意味においても、特に殺人とかそういうものについては、やはりかけがえのない人の命を奪うという行為ですから、厳しい、難しいとは思いますが、その家族の思いとか親族の思いとか、そういうものをやはり被告の人に重く感じてもらうというのは私は必要だと思います。

司会者

遺体の写真等、そういう御負担を掛ける証拠について、他にご意見があればどうぞ。

8 番

今のところを一つそれをしっかり押さえて、いわゆる一つの抑止力としての、二度と起こさないという、それ、大事なところ。

5 番

すみません、皆様と同じだと思うんですけど、裁判員として、その写真がどうのこうのって、殺人の写真とかだと強烈だからなと、見るのは厳しいかと思うんですけど、やっぱり判断材料としての写真だと思うので、や

っぱり必要最小限は見せていただきたいと思います。

たまたま私どもは殺人までは至らなかったんですけど、やっぱりその事件があったホテルに行って、そういう、何ですか、こういう感じで刺したとか、あと、どういう所にナイフを隠したんだとかという、現場で撮影した写真をいろいろ見せていただいたので、だから、冒頭のとくに、図解とかそういうものは、レジユメ的なものがありましたけど、やっぱり映像で見せてもらうというのはやっぱり判断するために重要なんじゃないかなというのは、被告人を見て、裁判員としての判断材料として、やっぱり必要なものを見せていただくのは・・・。

司会者

生々しいものを全く見せないということだと、多分実態が分からないということになってしまふんだと思います。5番さんのおっしゃったことはそのとおりだと思います。

他に、自分の精神的な負担になるような証拠について、何か、今の5番さんのような御意見があれば聞かせていただきたいと思いますですけど、いかがですか。よろしいですか。

具体的に証拠調べの中身について皆さんの御意見を聞いてきたんですけど、証拠調べ全体を通して、もうちょっとああいうところが聞きたかったなとか、こういう証拠調べの方法を取ってほしかったなとか、8番さんからは、情状証人としてお父さんをぜひ聞いてみたかったと、そうしないと、彼の人となりというのが分からないじゃないかという御意見があったと思うんですけど、ほかの方から、御自分のなされた事件の中で、こういう証拠調べがもっとあったらよかったなと、こんなのを聞いてみたかったな、この人は調書じゃなくて尋問してみたかったなとかということがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますんですけども。

4番

被害者の話を聞きたかったというのはあるんですよね。

司会者

被害者を証人として。

4 番

証人として、意見が聞きたかったという。今回は被告だけの、何ていうんですか、本人尋問という形だったんですが。

司会者

被害者については調書だったのですか。

4 番

そうですね。

だから、被害者の意見とかはなかったと。

司会者

調書の朗読だけで終わってしまって。

4 番

調書だけで。そうですね。

司会者

被害者はやっぱり証人として聞いてみたかったなという感じをお持ちになったということですか。

4 番

そういうのもありましたね。立場がまるっきり逆なんで、どっちが本当のあれといたしますか、なかなか。

2 番

事件の性質から見ると、被害者はちょっと難しいということですよ。

裁判官

2 番さんの担当された事件は性犯罪ですからね。

司会者

そうですね，2番さんの事件はそうですね。4番さんが担当された事件も，なかなか被害者が余り来たがらない，法廷に来たくないという事件かもしれないですね。

7番の方の事件のように，被害者を証人尋問したというのは，かなり性犯罪で珍しかったかとは思いますが。

7番

そうですね。

司会者

被害者は，かなりしっかり答えていましたか。

7番

被害者の方は，ほんとに結構はっきり言っていて，その前にいろいろ私たちも審議してたんで，ほんとのことか，うそだかという，その信用性としてはもう薄かったんですけど，本人自体は，最初の話と尋問されたものがちょっと合っていないんじゃないかということで・・・あったんですけど。

司会者

やっぱり被害者を直接聞いたのはよかったですか。

7番

そうですね。

4番

被害者が，被害者も両方してもらえれば，その人物なりが出ているんで，結構判断の材料にはなると思うんですよね。

司会者

なるほど。

4番

結構，被告のお母さんとか来たときに，証人として聞かれたときに，やっぱりそういう意見を聞いて，態度とかそういうのを見ますよね。

そういう態度でもやっぱり変わってくると思うんですね、後の判断の基準というのは。その辺はちょっと難しいところなんです。

司会者

被害者をあえて証人に呼ぶかという辺りというのは難しいところがありますか。

検察官

そうですね。特に性犯罪の場合には、弁護人が調書に同意していただけるのであれば、なるべく被害者自身に余り負担を掛けない形でというふうに考え方としてはいきがちです。

弁護士

そうですね。弁護人もやっぱり今話が出ている性犯罪の被害者の尋問には気を使って、実際に尋問をすることが逆効果になってしまうことが正直あるんですね。来てもらうことによって、かえって、その被害感情を受けられてしまうという場合があって、今言った、調書でやることに同意するか、それを認めないというすみわけをするときに、些細な食い違い等であれば、場合によっては、じゃあ、いいですよとおさえて、実際の声で証言するのはしないで、調書で代えてもらうという形での弁護というのは少なからずありますというのが事実ですね。

ただ、そういうことで、どういう否認だったか分かりませんが、やっぱりそもそも合意があったか、なかったのか、あるいは、そういう行為があったか、なかったのか、そういうところが問題になってくると、これはやっぱりやらざるを得なくなって、法廷に来ていただいて話をするという方を考える。

その場合でも、やっぱり来てもらった人に、立場上いろんなことを聞かなければいけないんですが、やっぱり変な気持ちを持ってもらう、持って帰ってもらいたくないという思いは弁護士の間で共通ですから、なるべく

負担ではないように、かつ、真実をきちんと引き出せるような話をしなければいけないということでやっていくようにしています。

4 番

遮へいする方法しかないんですかね。それこそ映像とか。

弁護士

一応、法律の制度上は、遮へいというほかにも、ビデオリンク的な、別室に行ってもらってビデオの映像を流したりとか、あるいは、付添人を付けてやったりとかですよね。とかもあったりしますけども、やっぱりそれにしてもやっぱり、話を、自分がした体験をそこで話をしなければいけない、これは変わらないことなので、争う場のことであれば、やはりそこには必要なんじゃないだろうかなという。

司会者

被害者にどう配慮し、尋問をするかというのは、難しい問題で、法曹三者の間でも意見が食い違うこともあるんですかね。

裁判官

性犯罪については余りありませんが、そうでない事件とか、いろいろあるんですよ。

司会者

貴重な御意見ありがとうございました。

ほかに、証拠全体について、こういうことを、こういう証拠調べをしたらよかったのにとか、あれは不要だったよねとかって、何かありましたら、お願いしたいのですが、よろしいでしょうか。どうぞ。

5 番

ちょっと御質問の内容と違ってしまいかもしれないんですけど、特に被告人を疑問に思ったときとか、何件かあって、2回、質問をするときがあって、被告人、被告人のお母さん、聞かせていただく機会をいただいた

んですけれども。直接聞ける機会があるというのはすごいよかったのかなという感じがしました。

で、自分の疑問を解決できたというか、判断するのに役立ったというふうに感じていますけども。

司会者

今、5番さんがとてもいいことを言ってくださったんですけど、ほんとは質問したかったんだけど、実はちょっと質問できなかったとか、そういうことはなかったでしょうか。皆さん、聞きたいなと思っているところは一応きちっと聞いていただく機会は、どうでしょうか、大丈夫でしたか。

5番

一番聞きたいところは聞きました。それは、被告人の家族は被告人の罪をどのぐらいに思っているのかというのを聞きたかったんです。ちょっとそこを、検察の方の求刑と弁護士側の求刑は、ああ、やっぱり家族は軽い方を思ってるんですけど、ああ、大体この辺かなと。

司会者

御自身でそういう聞いてみたいということを確認できるというのは、判断していく上でとても重要だったですかね。

5番

はい。質問に答えていただく雰囲気とか、受け答えなどが、信用できそうだなとか、被告人なんですけども、真面目に答えてくれるとか、ちょっとおざなりに答える場合、分かるじゃないですか。そういうのでもやっぱり人となり、8番さんが言うふうに、お父さんが来ていただいていたらなという話、感じますけれども、やっぱりそういうときにはやっぱり文書とか、結構見えない部分で直接的に分かるかなというのはよかったなというふうに。

弁護士

よろしいでしょうか。

司会者

どうぞ。

弁護士

先ほどの証人尋問で聞きたかったという話と関連しているんですけども、我々なんかは割と、弁護士という立場として、何でもかんでも、納得できなければ証人で法廷へ呼んで白黒付けようとかって思ったりするんですけど、そういうところで、やっぱり裁判所の方として危惧するのは、調書の朗読に比べて、証人尋問、時間が掛かるんですね。

だから、例えば今の皆さんが言っているのも、もう一人、証人、もう一人、二人、証人やると、例えば1日延びてとか、2日延びてとか、そういう事態も生じてくる可能性があるんですね。

さっき、4番の方が、被害者の話、聞いてみたかったという話をおっしゃっていましたが、1日延びてもやっぱり聞いてみたかったとお感じになりますか。

4番

私は3日だったんですけども、あと1日延びても大丈夫かなと思って。

弁護士

負担感との兼ね合いというのがやっぱりあると思うんですけどもね。

1番

ちょっとよろしいですか。

司会者

はい、どうぞ。

1番

私の場合は証人尋問は、被告の妻、奥さんが出られたんです、唯一。だから、私としては、被害者の奥さんに出ただいて、恐怖感とか、こう

いう事故，事件が起きたんだというときに，自宅からその工場まで車を飛ばして自分の夫の安否を確かめに行くときのその気持ちとか，現状を見ての驚嘆とかというので，判決のときに，松本裁判長さんにも，そこら辺を量刑で考慮しましたね。

裁判官

はい。

1 番

ですから，バランスから見れば，検察の方も，被告は置いといても，その被害者の家族，その関わった奥さん辺りはお呼びしてもよかった，聞きたかったなって，心情をですな，と思いますな。

ですから，被告の奥さんが証人として立ったときに，非常に私の頭の中には，大変失礼ですけど，何箇月ものマンションの家賃を踏み倒したり，転々としたり，こういう奥さんと一緒に，自分の旦那さんをフォローできなかったか，そういうのも，ひどいと私は考えました。

だから，被告が刑，実刑から戻ってきたときに，ほんとに更生して，家族，お子さんもいらっしゃいましたので，頑張っしてほしいな，でも，支えられる家族であってほしいなという，そういう思いで証人を見ておりましたんです。

ですから，バランス的に考えると，時間的に，公判，3日間というのはあると思うんですけど，やはり被害者の奥さんなんか一人証人に呼んでいただくと，バランス取れたかなというのは考えております。

(論告，弁論について)

司会者

よろしいですか。

では，大分時間も押してきましたので，今度，最後，論告と弁論，検察官と弁護人が，検察官はこれで証明は十分だと，もうこれぐらいの刑にす

るのが相当ですと、そうすると弁護士さんが、起訴事実のここが違います。こういう情状があります。ですから、この刑が相当だと思料します。こういうようなことを言ったと思うのですけれど、その辺りについて、どんな感想をお持ちになったか、ご意見がある方、おっしゃっていただけますでしょうか。どこが良かったとか、悪かったというご意見はいかがでしょうか。

6 番

検察官がとても上手というのかな、分かりやすく書いて、求刑を何年にしますって言ったんですよ。ただ、殺す、やったことだけじゃなくて、被害者のお葬式の上げ方を、どうやってお葬式を上げたかというのをもう涙ながらに訴えて、結局、検察官の求刑の部分になったんですけどね。

で、一方の弁護士の方は全然駄目な、いや、かばいようがない、かばいようがない事件で、何か理由、刑を低くする理由でも何かできなかったような。

それは、後で思ったんですけど、ああ、検察官の言うとおりになっちゃったかなと思って。

司会者

7 番の方の事件は、一部、事実について、検察官の主張が入れられなかったということでしたね。

7 番

そうですね。

一生懸命、検察官の方は証拠固めをきちっとやってたんですけど、弁護士もきつい立場だったんだと思って。国選の弁護士さんだったか何かよく分かんないんですけど、それなりに体を張って、でいろいろやってたんですけど、予定どおりに求刑してしまったんですけど。

さっきの話に戻っちゃうんですけど、もう少し証人喚問かな、お兄さん

がいろいろ援助してくれたんだけど、その辺がお兄さんが出てきて頑張ってくれれば、被害者も少し考えてくれたかなと、そういう感じでした。

司会者

ほかに、論告弁論について、何か御意見、何かありましたら、お願いします。

では、最後、皆さんで評議をして刑を決めるのですけれど、最初は自分たちがそんな人を裁くことができるんだろうかというようなことを思ったということをおっしゃる方が今までの意見交換会でも多かったんですけど、さっきどなたかが、チームワークでみんなで考えたのでというようなことを言っておられたんですけど、その刑を決めたところについては、皆さん、自分も納得のいく、それから、何か自分が人を裁いて、自分一人で人を裁いてしまったというような負担をお感じになることなく、結論を出すことができたのかどうか。

その辺りについて、これは皆さんの御意見を聞いていきたいと思うのですが、1番の方から、いかがでしょうか。

1番

非常に、何ていうんですか、チームワークという、いろいろな意見が出ました。裁判員制度になって、求刑よりも判決の方が年数が上というケースもときには出てきたという、裁判員制度が実施されたことによって、一般市民の感覚から言えば、ちょっと厳しく、求刑の年数が厳しくなっている感があるかなと思うんですけども、私たちの場合は、皆さん方の意見が一致してたもんですから、スムーズにできました。

司会者

2番の方はどうでしょうか。

2番

難しかったです。

司会者

難しかった。

2 番

はい。どうしても、いろいろある事件ですので、そうですね、刑の年数を出すのはちょっと難しかったです。

司会者

かなりやっぱり御負担を感じられましたか。

2 番

負担より、だから、このぐらいでいいのかなという感じはありましたね。

司会者

3 番の方はどうでしょう。

3 番

実際の評議の中でいろんな意見がありましたね。とにかくいろんな観点から意見が。意見が出尽くしたという状況だと思いますけれども、いろんな意見を聞く中で、自分なりにだんだん、刑の刑期というんですかね、それをだんだん絞り込めていけたかなという感じはしましたけど。いろんな意見が最終的に入っている、参加された方の考え方も大体同じように集中できたかなというふうに、よかったかなというふうに感じました。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。

4 番

強盗罪、強盗傷害だったんですけど、これだと何か7年から終身刑というのが法律上は決まってるという話だったんですね。被告は鬱病とかそういうものがあって、被告の証言を聞いて人物を見てという形で、全員で裁判、審理を進めて、刑が決まったんですね。これは良かったと思います。

司会者

5 番の方はいかがですか。

5 番

負担があったんじゃないかというご質問だったと思うんですけど、結局、多分、今日ここに来ているようなとか、裁判員になられてお受けする方というのは、多分その事件に対して真剣に取り組もうという姿勢でいらっしゃると思って、普通の人には会社があったりとかいう事情があるかもしれないですが、やっぱり、真剣にやるからには、その事件、弁護士先生、検事の方はいろんな事件があるから、我々はほんとにその事件に真剣に一つだけ取り組むという姿勢で多分皆さんもやっていたらいいと思います。正しい判断を下そうというふうに、本当に毎日、そういうことだけ考えるというような時間を過ごさせていただきましたから、真剣に、自分としても務めさせていただいたと思います。

皆さんも多分そうだったんですけど、チームワークということで、意見交換ができる環境を、裁判長をはじめ、皆さん、作っていただきました。これはみんな我々も率直な意見を言って、最終的には判決にするときに、皆さんの意見が生かされていくことができたときに、ほんとに細かい部分の言葉をおっしゃっていただいて、皆さんで話し合っただけで決めることができたんですが、ほんとに我々も真剣に意見を出し、生かしてくださっているんだなというのは感じましたので。

そんなふうに全体として思いました。

司会者

そんなふうに感じていただいて、ほんとに非常に私たちもありがたく、うれしく思います。

6 番の方はいかがでしょうか。

6 番

量刑を決める際に、全員で真剣に評議して決めたんで、そんな、決めた

刑に対しての負担はないです。みんなで評議して、じゃあ、これだよなという感じで。

ただ、裁判員が入ると、感情的なものもあって、少し堤防、なくなっちゃったんじゃないかと。裁判官だけで決めておいたら、もうちょっと軽くなるのかなと。でも、全員で真剣に決めたことなんで、負担はないです。

司会者

7番の方、いかがでしょうか。

7番

私たちがわいせつ事件ということで、松本裁判長も特に女性の意見を非常にくんでいて、その点は非常によかったと思います。

事件の内容についても、以前の事件の内容をちょっと見させていただいて評価したんで、もう少し時間を掛けて少しでも多く評価したら、するとよかったかなと思いましたがね。

司会者

今おっしゃったのは過去の量刑の資料等を検討しながらということですね。

7番

そうですね。何件か見せていただいたんですけど、それにこだわらずに、できたら、自分たちの考えでもっと突っ込んでできたらいいかなと。

司会者

それでは、8番の方、いかがですか。

8番

裁判って一体何なんだろうかって、ほんとに基本的なところを考えさせられて、いい勉強になりました。

で、何ていうんですか、今までに出てこなかった辺りを言うと、メンタルな面ね。事実関係のときはいいですけども、メンタルな面の、そういう

行ったその心は一体何だという辺りを，一步退いて冷静になってお考えいただきたいなど。

それから，一つありがたかったこと，私の言った一言で，被告人が，出ていくときにもう一回こっち向いて最敬礼しまして，ああ，通じてくれたかなという感じを持ったんですけれど，その前に，裁判長さんが，何ていいますか，判決の後で付け足しの言葉を言ってくれて，いわゆる人間性の回復だという，これから可能性がある生き方じゃないか，そこのところを御配慮いただきたいというあったかいお言葉を私は感謝しました。あの人間はきっとそうだと思います。だから控訴しないと。

裁判官

今のですが，評議なんかでいろいろ出たことの中で，判決書には織り込めないことがあったので，皆さんの意見を聞いた上で，それを訓戒で。

8 番

はい。で，一言ですが，この，もちろん裁判をやった検事さん，弁護人の方，いろいろ，事務官も含めて，大変な仕事ですが，人を立ち直らせる，あるいは，二度と起こさない抑止力，すごく大変な仕事なんだなと。もう頑張っ，日本のために頑張っ，やってくれている。ほんとにそう思いました。私らの仕事はもう全然比較にならないという。そんなところで，期待をしています。ありがとうございます。いい勉強になりました。

(本日の意見交換会について)

司会者

もう大体時間も押してきているので。

水橋先生，今日の意見交換会をお聞きになっていて，感想なり，何かちょっとお聞きになりたい点などありましたら，どうぞ。

弁護士

1 個だけ，私がどうしても皆さんの意見を聞きたいと思っていたことが

ありまして、すごいいい話を頂いた後に、少し細かな話で申し訳ないんですけれども。

実は、私が入っている日弁連の裁判員本部のPTの中で、論告とか弁論ですね、つまり、一番最後の検察官とか弁護人が意見を述べるについての中で、どういう配付資料を配ればいいのかというのをかなり議論しているところなんです。

検察官は多分皆さん同じで、A3の1枚にまとまっているものを配っていると思うんですが、弁護人は人によって全然違うんで、配ってる人もいると思うし、配ってない人もいます。配っている人も全然内容は違うと思います。

我々の今の問題意識は、その配られたものを評議の中でどの程度見返したのかということをお聞きしたいなと思います。

つまり、我々のPTの中では、やっぱり論告とか弁論で話している、それがやっぱりすごく大事で、それが終わった瞬間に、もう受け入れられないような意見であれば、後でどんなペーパーを見たってもう駄目だよねという話もあるし、あるいは、きちんとした弁論とか論告とかをやった上で、後でフィードバックできるものできちんとしたものがあるのであれば、やっぱり配った方がいいんじゃないかという意見もありますし、実際、検察官は必ず配っているし、弁護人も場合によって配っていたり、いなかったりと思いますけれども、裁判員の方は後でどの辺を見返したのかなとお聞きしたいと思いました。

司会者

どうですか。聞いたところでもうほぼ勝負が付いちゃっているのか、後でもらったものを見返して考えが変わったりすることがあるのかと、この辺ですね、お聞きになりたいのは。

弁護士

そういうことですね，まさにそこです。

司会者

はい。その辺，どうだったでしょうか。はい，どうぞ。

3 番

検察官と弁護士さんというのはやっぱり真逆の立場だと思うんですね。弁護士さんの場合，やはり論告求刑などに対して，やはり減刑措置をお願いしたいというのは大きな流れだと思うんですけども。

やっぱりその中で働いてくるのはやはり被告人の心情的な面ですよ。そういう面は弁護士さんが強く訴えられていますので，私たちもこういうときには，はい，被告人の初犯だとか，あるいは，思い付きだとか，計画性がなかったとか，そういうふうに心情に十分に配慮しながら，罪状をどういうふうにしようかというのは一応持っていかれたと思いますので，そういう面は配慮したかなというふうに思っています。

弁護士

別に何かものを配られなくても，それは聞いた後でも分かっていると，そういうことですね。

3 番

やはり，被告人の心情面というのは最後にやはり触れなければならない部分ですので，できれば，弁護士さんの方から，犯行に至った心情面をやはり強く訴えるような弁論とか，あるいは，罪状に意見などをしていただくと，より参考になるのではないかなというふうに思います。

司会者

法廷でそこが上手に言われてしまえば，もうそこで皆さんはほぼ印象を固めてしまわれるのか，それとも，後で配られたものをじっくりためつがえす御覧になるのかという辺りはどうですか。

1 番

大変失礼ですけど、後ろの報道の方も、検察も弁護士さんも、裁判長さんなんかも、すごい学歴というか、すごい知能指数の方たちばかりですから、1 言えば10 ぐらい悟るといえるのはあると思いますが、事件を起こすような被告の方々の、私も裁判員になってながめたときに、そこの生活歴であるとか、家族であるとか、それから、特に今の若い若者たちは言葉で自分の考えを表現するというのは非常に苦手なんですね。ですから、そういう意味で、言葉に表現できない人間もこれからずっと増えてくると思います。

ですから、そういう意味で、弁護士さんが唯一、被告人にとってはもう最後の綱なんですよね。だから、ほんとに一生懸命に自分のために弁護をしてくださるかということにすぎるわけですから、そういうのが分かるような文書というのは非常に私は必要だと思います。

3 番

弁護士さんからの被告人に対する尋問等で、やはり被告人がこういう心情だったということを伝え、強く訴えるような尋問をしてあげると、より本人の気持ちが私たちに伝わってきたかなという感じはありました。逆に言うと、そういう部分が、私たちの裁判のときにはちょっと弱かったかなと。

司会者

5 番の方、どうぞ。

5 番

今、水橋先生の答えが必要なのは、資料が必要かどうかですね。

司会者

そうです、はい。

5 番

やっぱり検察の方があつたら、弁護士さんの方もあつた方がいい

と思うし、もしかしたら、もうある程度、皆さん、決まってるかもしれませんが、資料を頂くことで、それを見ながら、聞いていることをメモ、ちょっと気が付かなかったこととか、再確認することをメモしたりするのも、それはあった方が、弁護側と検察側で、再確認する、自分が再確認するために使えると思っています。

弁護士

弁護人もメモを配った事件なんですか。

5 番

配っていましたよね。

弁護士

で、見返したりしましたか。

5 番

見返しはしました。こういうふうに言ったという。

弁護士

検察官の方も見返ししたりしてますか。

5 番

評議したので。

弁護士

皆さんで。

5 番

私も前の日にやっぱりネットで同じような事件は何年なのかなという、検索をしておいて、自分の中でもイメージはしていたんですけど、でも、やっぱり皆さんの意見とか資料を見返して、最終的に決めるということで。決まってるから要らないというものではないので、そういうのはやっぱり。

司会者

細野検事のほうから、感想でも、御質問でも、お願いします。

検察官

はい。ちょっと感想みたいな感じですがけれども、実は私自身は今年の4月から裁判員の公判というのを初めて立ち合わせていただいでいて、それまでは職業裁判官と検事と弁護士という従来の裁判をずっと経験してきたわけですがけれども、どうしても、今までは裁判、公判というのが少し儀式的な部分が強くて、そのこの手続に、被告人に与えるインパクトとか、そういうものがどういうものなのかというのは余り、少し薄かったのかなというふうに思うんです。

実は8番さんが立ち会った事件では、到底、職業裁判官や我々では質問ができないような、君は自分のことが好きか、というような質問を8番さんがされまして、最初はちょっと失礼ながら、何を質問してるのかなというような形で聞いていたんですけれども、最後、最終の本人の論告弁論が終わった後の最終陳述で、そのことをずっと考えてましたと言って、彼なりの言葉で返していたのがすごく印象的で、裁判がすごく動的な感じ、私、すごく記憶に残ったので、とてもよかったですと思います。

それから、あと、1番さんが立ち会われた事件で、今日聞いていて思ったんですが、裁判、判決を聞いたときにも思ったんですけれども、被害者の奥さんのお気持、その判決文が触れていたのが非常に印象的で、恐らく裁判員裁判だからだろうなというふうに思いまして、非常に、やはり裁判員裁判というのはいろんな意味で気付きを与えてくれるし、少しやはり視野を広げて、深みのある、こちらも立証を考えていかなきゃいけないのかな、なんていうことを考えさせられて。まとめませんが、感想です。

司会者

どうもありがとうございました。

松本裁判官。

裁判官

私も感想程度なんですけれども、今日、いろんな御意見を伺って、大変参考になりました。

特に、事前にもうちょっと手続について説明してほしかったという点は反省させられました。我々としては一通りやっているつもりではあったんですが、やっぱりどうしても最初のうちは、皆さん、いろいろばたばたしていて落ち着かないところもあるので、1回だけではなく、折に触れ、くどいぐらいに、時々くどいと言われることもあるんですけど、くどいと言われるのも承知で、これからもう少し丁寧にいろんな、これからこういうことをやりますよというようなことはきちんと説明した上で、審理に入っていこうというふうに、改めて思いました。

どうもありがとうございました。

(報道関係者からの質問)

司会者

報道機関の方から、何か質問があればお受けします。いかがでしょう。

はい、どうぞ。

毎日新聞

毎日新聞です。よろしくお願いします。

先ほど、裁判員制度が導入されて以降、冒頭で所長がおっしゃったんですけども、84人に判決で間違いはないですか。

司会者

ないと思います。

毎日新聞

分かりました。

その裁判員制度が導入以降、何人の裁判員の方が宇都宮地裁において参加なさったかというのは数字というのは。

司会者

今日は正確な統計数値は持っていません。

司会者

特に裁判員の方に何か御質問等ある報道機関の方はおられますか。よろしいですか。

(まとめ)

司会者

今日は長時間にわたり、皆さん、どうもありがとうございました。本当に貴重な御意見で、特に今日、ほんとに活発に皆さんに発言していただいてまして、先ほど、細野検事も気付きと言われましたけれど、これ、本当にお話を伺うと、我々、ふだん気付かないことをいろいろ気付かされることがありまして、大変貴重な機会になったと思います。

先ほど、守秘義務があるので、あまりみんなに裁判員いいよと言えないよと、こう2番の方がおっしゃってたんですけど、何か、評議ってどうやったのと言われたときはちょっと控えていただかなければいけませんけど、裁判員の経験はよかったよということを多くの方に話していただくことは、決して守秘義務とは抵触しないと思いますので、今日皆さんがおっしゃっていたようなことを大いに多くの方に宣伝していただいて、やっぱり経験していただかない方はまだまだ人ごとだと思っているだろうと思いますので、いつ人ごとじゃなくなるか分からないということを皆さんに大いに話していただけたら、それがどれだけ、自分たちが参加することによってどういうふうに変わっていくんだということを話していただけたらというようなことを思っております。

本当に今日は、裁判員として御協力いただいた上に、意見交換会の場に御参加いただきまして、本当にどうもありがとうございました。

これで終わらせていただきます。

以 上

